

福岡よかトピア国際交流財団 外国人のための無料法律相談

～注意事項～

福岡よかトピア国際交流財団では、外国人を対象に福岡県弁護士会から弁護士を招き、無料の法律相談を行っています。

・当財団には弁護士は常駐しておらず、派遣される弁護士は毎回変わります。

・特定の案件に詳しい弁護士を指名することはできません。

○入国・在留・国籍に関する無料相談会や当財団以外での法律相談もあります。詳細はスタッフにお尋ねください。

申込みの前に以下の事項をよく読んでください。

●相談内容について

申込書に詳細が記入されていない場合、弁護士側で準備ができず当日十分な回答が得られない可能性もありますのでご承知願います。

●予約後

申込書受領後、再確認していただく日をお知らせします。指定された日に、当財団(0120-66-1799/092-262-1799)に再確認の電話をしてください。この連絡がない場合、予約はキャンセルとなります。

急病等やむをえない理由で来られなくなった場合は、至急、当財団へ連絡してください。

●相談当日

相談時間は1人45分間と限られていますので、質問などをまとめておくことをお勧めします。相談の開始時間に遅れた場合でも、相談の終了時間を延長することはできません。

●相談後

より多くの方にこのサービスを提供するため、原則として、一度ご利用いただいた日から 2ヶ月間は、同サービスを利用することはできません。ただし、その間の相談予約締切日に空きがある場合のみ、利用することもできます。

予約の再確認後キャンセルされた場合も、一度相談を受けられたと見なしますのでお気をつけてください。

以上